

中小企業政策審議会第6回金融小委員会議事概要

日時：令和4年9月20日（火）10:00-12:00

場所：オンライン

出席委員：家森委員（委員長）、大槻委員、河原委員、北村委員、小林委員、嶋津委員、滝澤委員、長谷川委員、古川委員、本田委員

議題

- ・中間とりまとめの進捗報告について
- ・意見交換

議事概要

- 冒頭、中小企業庁長官から挨拶。
- 事務局から資料2（神崎金融課長）及び資料3（木村財務課長）をそれぞれ説明。
- その後、自由討議。主な発言は以下のとおり（委員等の了解をとったものではありません）。

<経営者保証について>

- 地域金融機関に話を聞くと、経営者保証は減っているという印象。
- 金融機関も債権回収が進むことを経営者保証に期待しているわけではないが、情報の非対称性がある。金融機関からすれば経営者と会社の財産の境目がわかりづらいので、経営者保証を徴求せざるを得ないのではないか。ITで金融機関と企業のやり取りをオンライン化し、日常的に資金繰りが見える化することで情報の非対称性を埋めることが重要ではないか。
- 経営者保証GLにも経営者保証を外す代わりに金利を高く設定するということは既にかかれている。ただし、経営者保証が真に必要な事業者までは外さないよう注意が必要。
- 停止条件付の経営者保証という選択肢もあると思う。経営規律がガバナンスの根本だが、ガバナンスを維持するために規律のインセンティブ付けにも貢献すると思う。
- 商工中金がスタートアップ企業に経営者保証を徴求する場合は停止条件を付けて、それ以外の経営者保証を撤廃したのは好事例ではないか。停止条件付の経営者保証については金融機関からモニタリングが大変だという意見もあるが、それは停止条件の事項をどこまで広げることにもよる。範囲を基本的な内容に限定すればモニタリングの負担も軽減されるのではないか。
- 間接金融p17の経営者保証のプラス面として責任・覚悟と書かれているが、こうした曖昧な部分を定量的に示すことで神話を打ち砕いていくべき。経営者保証をつけた企業の方が成長するのであればそれを定量的に示すべき。
- 「過度なリスクテイク」の部分も金利で対処できるのではないか。今でもガバナンスの程度によって金利は変わっているという認識だが、ガバナンスと経済的メリットが見える化すべき。
- 融資のタイミングで金融機関と企業の間を生じている時間に関する感度の違いが歪な構造を生んでいるのではないか。融資直前に経営者保証が必要と言われると企業は飲まざるを得ない。

いのではないか。デッドラインについてのガイドラインか何かを作ってこの非対称性を埋めることはできないか。

- 経営者保証が必要な場面もあるだろう。経営者保証を取らないことをあくまでベースラインにしつつも、経営者保証を取った場合には金利を引き下げるという形が合理的ではないか。また、経営者保証を取っていても十分な債権回収に至らなかったことは、経営者保証が無意味ということの意味することにはならないので注意すべき。
- 間接金融の資料 p18 に経営規律の低下を危惧する声があるが、経営者保証以外に経営規律を高めていく具体策を考えることが必要。税理士法 33 条の 2 に基づいて添付している書面は罰則のリスクも伴うので実効性がある。電子帳簿保存法は、今年 1 月から事前の承認が必要になったが、優良な電子帳簿とその他の電子帳簿では扱いが分かれていて、前者には従前どおり訂正削除履歴を残すことが求められている。これをどう評価するか検討すべき。
- 経営者保証が解除できることそのものを知らない人はまだ多いので、もっと中企庁のパンフレットを用いて普及させる必要がある。
- お客様も経営状況は百社百様で、銀行のリスクテイクの考え方も百社百様。一律の数値で経営者保証ガイドラインを作るのは難しいので大きな方向性で示してじわじわと進んでいくべき。定量化しすぎて具体的な制度設計をすると、逆に信用保証の世界全体が崩れていく恐れもある。
- 経営者保証の取り方は金融機関の能力にも影響する。今までは金融機関からすれば経営者保証を外すことに良い面がないという発想もあったが、事務局説明資料に書かれているようにメリットがあるのであれば金融機関が最近注力しているコンサルティング業務で経営者保証が外せることを伝えるなどして働きかけていくべき。

<信用補完制度の活用について>

- 信用補完制度の活用はあり得ると思うが、金融機関が負うべきリスクを政府部門がただ単に引き受けるということにはならないようにすべき。金融機関が自身の力でリスク評価するという与信のあるべき姿は維持されるべき。

<直接金融について>

- 地元を中心とした個人からのクラウドファンディングなども活用できないか。
- 企業フェーズごとに需要を正確に把握する努力が重要ではないか。ここでも外部のデータを活用しながらステージの見分けをしていくことが重要。
- 中小企業が成長するにあたって真っさらな市場は無いので中小企業自身が外部環境、競争環境を正確に把握する力が重要。中小企業のグループ化の例として挙げていただいた企業は外部環境をきちんと理解したうえで競争しているのだと思う。
- 中小企業は家族形態とも相まって企業形態も多様だからこそ資金供給も実態に即した形にすべきだが、とはいえ何か共通事項があればそれ示すべき。
- 成長するためにエクイティを入れるのであって、企業と金融機関のマッチングだけの問題ではない。成長するためにどうすればいいのかそもそも議論したうえでエクイティも議論しなくてはならない。

- 転換社債がいいのでは。ガバナンスの効いていない中小企業には徐々にエクイティを入れていくことが重要。
- 直接金融については、「成長志向の企業」というのは10億→50億～100億といった大幅な成長を目指す企業を指すと思う。小幅な成長だとデッドでよい。また、そもそも成長を促すという視点も必要。
- 発行体、既存の株主、新規の投資家、仲介金融機関のどの目線で誰に対するメッセージにするのか明確にしないと議論が錯そうする。
- 新しい投資プレーヤーも生みながらリスクマネーを増やしていくことが重要。非上場企業向けのリスクマネーが重要。
- イグジット前提ではない投資が増えている。
- 「推し活」の広がり。自分が応援する企業に経済的リターンでない形の見返りを求めるケースは最近増えている。

<ガバナンス検討会について>

- 資料3のP7の財務の部分の「より難度の高い適切な財務会計処理」の部分について、適正な会計のためには内部統制がまずは必要。会計基準による適正な財務報告が重要。最低でも、会計指針に導くことが重要。
- 高度なガバナンスはその企業規模の範囲を検討することが必要。
- 上場会社に認められているような、必ず外部取締役を入れなければいけないとか、法定監査をいれなくてはならないという風にはしてほしくない。内部統制をいかに強固にするかが重要。
- 会計制度についても議論すべき。円安の傾向である以上、外国人投資家についても議論すべき。短期的な利益を重視して売り逃げされないようにすべき。国際会計基準であるIFRSで作ったものでないと外国人投資家は信用しない。
- 連結をIFRSで作っても単独では国内会計基準で作るなど二重でやっているのも、他省庁の所管かもしれないが議論していかないといけない。
- 間接金融と直接金融のガバナンスは種類が違うと思うが、資金調達の仕方で求めるガバナンスを変えるのではなく、成長志向の中小企業にあるべきガバナンスを一貫する形で整理できるとより議論が前進するのでは。